

貝塚市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを無くすため、市内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動(以下「地域猫活動」という。)を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下「チケット」という。)を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで1代限りで、その地域において適切に管理していく活動。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、不妊手術をしようとする者で次の各号のいずれかに該当する団体(その構成員の半数以上が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による貝塚市の住民基本台帳に記載されているものに限り)とする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる団体
- (2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す団体。ただし、多頭飼育者本人及び親族を含む団体は除くものとする。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書(様式第3号)により通知し、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第4号)を提出するとともに、利用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

(免責)

第9条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。